

個人情報保護委員会（第274回）議事概要

- 1 日時：令和6年2月28日（水）13：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：住宅金融支援機構（住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書（新規実施）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
藤原委員長から「住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、本事務において、特定個人情報の入手や年末残高調書作成等の事務を外部事業者へ委託することとなる。
そのため、委託事業者が、評価書に記載されている内容と異なる運用を行うことがないように、機構は委託事業者に対し必要かつ適切な監督を行うことが重要である。
この点、前回の委員会では、機構と委託事業者の役割分担に基づいた取組を確実に実行させる方法や評価書に記載された内容の遵守状況の確認方法について、『機構は年一回実施する実地での監査や日常的なモニタリングにより、その内容を確認する』等の回答を頂いた。
機構においては、日常的なモニタリングにおいて、外形的な確認を行うだけでなく、検査により実際の業務の状況を把握するなど、報告にあった内容が実質的に履行されているのかを十分に監督していただきたい」旨の発言があった。
本評価書について承認され、機構に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。
 - (2) 議題2：特定個人情報保護評価指針等の改正案に関する意見募集の結果について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
藤原委員長から「昨今、マイナンバーやマイナンバーカードの活用範囲が広がるとともに、地方自治体の事務の標準化、さらに、ガバメントクラウドの活用等のいわゆる自治体DXが推進される中で、特定個人情報保護評価

の重要性が一層増してきていると思われる。今回の改正案は、こうした社会状況の変化や技術の進歩をよく捉えているものであって、内容的にも必要十分なものになっていると思う。

今回の改正により、全ての評価実施機関に対し、令和7年度末までの基礎項目評価書の再提出を求めることとなる。また、事務の標準化等に対応した評価の再実施も必要となる。小規模な地方自治体も含めて円滑に再提出、再実施等が進むよう、事務局においては、説明会を行うなど評価実施機関を丁寧支援するとともに、着実なフォローアップを行ってほしい旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(3) 議題3：株式会社四谷大塚に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「今回の事案のように、こどもの個人データの取扱いは注意しなければならないが、SNSを含めてこどもの権利保護の認識が甘くなっているのではないかという疑念がある。学習塾はもちろんのこと、ゲームやアニメなど、こどもが利用者になるサービスやシステムを提供・運営している事業者についても、今後注意を払うことが重要だと考える。また、学校などの各教育現場では、SNSの利用に留意して個人データの取扱いを整備する必要があると考える」旨の発言があった。

高村委員から「今回の事案について、児童やその家族の立場になって考えると、児童が写真や動画で撮影された点は、特に精神的に傷つき、不安を抱くのではないかと思う。個人情報保護法は、事業者による個人情報の不正な取得を禁じているが、事業者としては、従業員が顧客等を盗撮するなどして、個人情報を不正に取得することがないように、従業員教育等の対策を講じる必要があると考える。特に、教育などのこどもに関連する企業の場合は、こどもの安全を確保する観点からも対策を講じる必要がある。また、個人情報保護法の解釈運用、または立法措置においても、従業員が盗撮等によって個人情報を不正に取得することがないように、対策を検討する必要があると考える」旨の発言があった。

浅井委員から「本件事案発生の際、四谷大塚においては、リスク管理に関する部署は設置されていなかったということである。四谷大塚は、本件を重く捉えて、経営層が主体的役割を発揮して、リスク管理部署の設置など、企業の組織的な責任体制をなによりも速やかに整えるべきと考える」旨の発言があった。

清水委員から「こどもに関する情報は特に配慮を要することもあって、アクセス制御は技術的安全管理措置の観点からも非常に重要だと考えている。

したがって、他の学習塾等においても、それぞれの状況、環境等に対応して、より適切なアクセス制御を講じていただきたいと考える」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(4) 議題4：監視・監督について

※内容について非公表

以上